

事務連絡  
平成27年9月15日

各 { 都道府県  
保健所を設置する市  
特別区 } 衛生担当部（局）御中

厚生労働省医政局医事課

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師  
に係る厚生労働大臣免許保有証について

標記について、手技による医業類似行為に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を有しない者による施術を受けた者からの健康被害相談が多いため、施術を受ける際に有資格者と無資格者の判別に資するよう、施術者があん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許証を保有していることを証明した厚生労働大臣免許保有証が公益財団法人東洋療法研修試験財団（厚生労働大臣指定登録機関）において発行されることになり、9月15日（火）より受付が開始されることとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、発行の趣旨をご理解の上、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術所の開設届の手続きの機会を活用するなど施術者等への情報提供が図られるよう、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

